外務省	六、〇五八人	うち、一六五人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、四二〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一一六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、六五四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二一、三四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九六三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、四八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、〇四二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九七四人	うち、二〇、九四六人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、三九六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇〇五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八三二人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、八四八人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一六五人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	一〇三人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、五七五人	
消費者庁	三三四人	

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十九年六月三十日までの間	一四、〇五三人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十九年七月一日から同年九月三十日までの間	一四、〇五四人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十九年九月三十日までの間	四、八三六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十九年九月三十日までの間	五三、一一九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五三、一二一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二〇人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	平成二十九年九月三十日までの間	七一、四四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十九年九月三十日までの間	二、一四三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	平成二十九年六月三十日までの間	三一、六五五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十九年九月三十日までの間	七、九八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十九年九月三十日までの間	五八、五五一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
区分	期間	定員	備考
個人情報保護委員会	平成二十九年六月三十日までの間	一〇二人	事務局の職員の定員とする。

3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十六人」を「六十五人」に改める。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。